

永黒団地市営住宅における
自家消費型太陽光発電
P P A（屋根貸し）等事業

募集要項

令和6年6月20日

北九州市

目次

第1 趣旨	1
1 事業目的等	1
2 本書等の位置づけ	1
第2 本事業概要	2
1 本事業名称	2
2 本事業の実施場所（地番）	2
3 対象施設	2
4 本事業期間	2
5 本事業内容	2
6 担当部署	2
第3 本事業条件	3
1 事業者の主たる事業	3
2 事業手法	3
3 本事業のスキーム図	4
4 永黒団地市営住宅のスケジュール	4
5 使用許可における使用料について	4
第4 参加資格	5
1 応募者の構成に関する要件	5
2 応募者の参加資格要件	5
3 応募者の制限	6
第5 提出書類	8
1 参加資格要件に関する書類	8
2 添付書類	8
3 企画提案書	9
第6 企画提案書作成にあたっての留意事項	10
1 記載の要件	10
2 企画提案書	10
第7 提出方法等	11
1 参加資格要件に関する書類	11
2 企画提案書	11
3 提出場所・提出方法	11
4 協定の締結について	11
第8 質問の受付及び回答	12
1 質問受付	12
2 回答	12
第9 企画提案の審査・スケジュール	13
1 スケジュール	13

2	ヒアリング審査	13
3	審査結果の通知、結果に対する質問	13
第10	その他留意事項	14
第11	失格要件	15

第1 趣旨

1 事業目的等

本募集要項は、北九州市（以下「市」という。）が建替を予定している永黒団地第1工区市営住宅（令和5年8月7日付で公表されている永黒団地第1工区市営住宅建替事業に係る設計・工事入札説明書等に記載されている建替住宅を指す。以下同じ。）及び永黒団地第2工区市営住宅（以下、総称して「永黒団地市営住宅」という。）の屋根に第三者所有方式によって太陽光発電設備を設置することにより、永黒団地市営住宅に系統電力需要のピーク緩和や災害時のレジリエンス性の向上をするとともに、一括で調達した高圧電力を低圧に変換して各戸に供給する一括受変電設備等を一体的に活用し、永黒団地市営住宅入居者に電力を供給する事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

「永黒団地市営住宅における自家消費型太陽光発電P P A（屋根貸し）等事業」（以下「本事業」という。）は、公募型プロポーザルにより、優先交渉権者を決定することとする。

別途示す要求水準書、公募型プロポーザルに係る審査基準及び様式集は本募集要項（以下「本書」とい、本書、要求水準書、公募型プロポーザルに係る審査基準及び様式集を合わせて「本書等」という。）と一体のものであり、基本協定書(案)等は参考として提示するものである。

2 本書等の位置づけ

本書と要求水準書との間に異なる点がある場合の優先順位は、本書、要求水準書の順とし、本書等と本書等に関する質問に対する回答との間に異なる点がある場合には、本書等に関する質問に対する回答の規定が優先するものとする。また、本書に記載のない事項については、市が定めた条例・規則等の公表資料によるものとする。

第2 本事業概要

1 本事業名称

永黒団地市営住宅における自家消費型太陽光発電PPA（屋根貸し）等事業

2 本事業の実施場所（地番）

北九州市門司区永黒二丁目2番3ほか

3 対象施設

永黒団地第1工区市営住宅及び永黒団地第2工区市営住宅

4 本事業期間

以下の表の記載の期間を踏まえて、基本協定（以下「協定」という。）締結から永黒第1工区市営住宅及び永黒団地第2工区市営住宅において設置する太陽光発電設備の撤去完了までの期間を提案する必要がある。

始期（～から）	終期（～まで）	期間
協定締結	永黒団地第1工区市営住宅及び永黒団地第2工区市営住宅の太陽光発電設備の撤去完了	最長30年間

5 本事業内容

別途要求水準書のとおり

6 担当部署

北九州市役所 都市整備局 住宅部 住宅整備課（北九州市小倉北区城内1番1号）

第3 本事業条件

1 事業者の主たる事業

主たる事業とは、本事業において、事業者が必ず実施する事業のことをいう。主たる事業の業務は以下のとおりである。

(1) 設置

ア 一括受電事業

一括受変電盤内及び各住戸（以下「受変電設備等」をいう。）の計量器（スマートメーター等）の設置。

イ 太陽光発電事業

(ア) 太陽光発電システムの設置。

(イ) 余剰電力の売電設備の設置。

(2) 保守管理

ア 一括受電事業

(ア) 受変電設備等の計量器（スマートメーター等）の保守管理、撤去等。

(イ) 電力会社（小売電気事業者）からの高圧による系統電力及び太陽光発電事業からの電力の調達（電気料金の支払いを含む）。

(ウ) 住居専用部及び共用部への電力供給（電気料金の徴収を含む）。

イ 太陽光発電事業

(ア) 太陽光発電システムの保守管理、撤去等。なお、別途、永黒団地第1工区市営住宅建替事業（及び永黒団地第2工区市営住宅建替事業予定）で設置予定の蓄電池の保守管理は含まない。

(イ) 太陽光発電システムからの一括受電事業への電力供給（電気料金の徴収を含む）。

(ウ) 太陽光発電システムにより発電された余剰電力の蓄電及び売電。

2 事業手法

本事業の事業手法は以下のとおりである。

(1) 一括受電事業

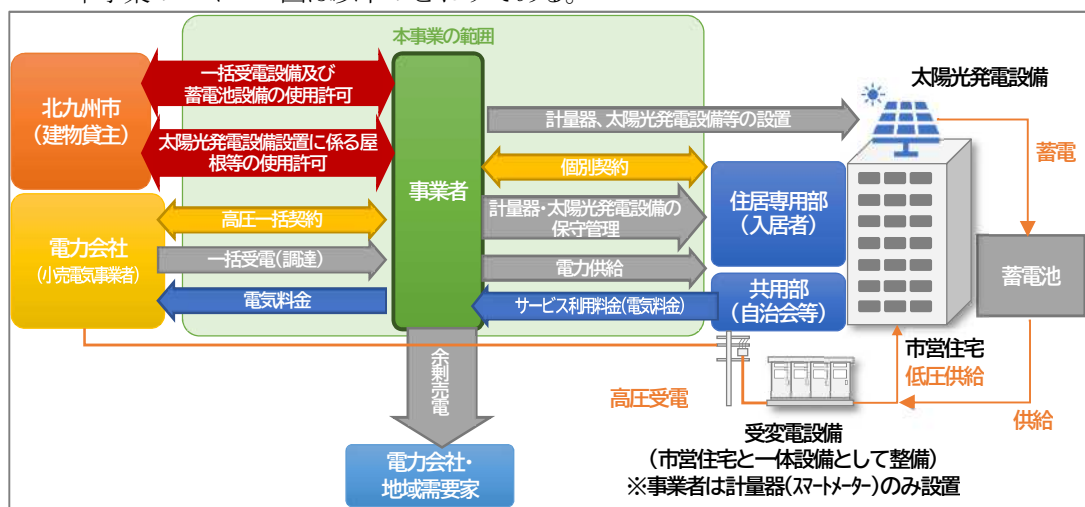
市は事業者に、受変電設備等について使用許可を与える。

(2) 太陽光発電事業

PPA（屋根貸し）方式として、市は事業者に、永黒団地市営住宅の屋根と蓄電池について使用許可を与える。

3 本事業のスキーム図

本事業のスキーム図は以下のとおりである。



4 永黒団地市営住宅のスケジュール

本事業の公募段階では、永黒団地第一工区市営住宅は実施設計を終えていないため、永黒団地第一工区市営住宅建替事業に係る設計・工事の落札者である九鉄工業・西部交通特定建設工事共同企業体及び市との調整業務及び図面の作成、確認等が発生する。

永黒団地市営住宅のスケジュールは以下のとおりである。

内容	永黒団地第1工区市営住宅	永黒団地第2工区市営住宅
契約締結	令和6年3月8日	永黒団地第1工区市営住宅の実施状況を踏まえて方針を決定する。 【解体、設計、建設】 令和9年度～令和12年度(予定)
事業調査、解体、設計	令和6年3月8日 ～令和7年3月31日迄	
建設	令和7年4月1日 ～令和9年1月31日迄	

5 使用許可における使用料について

本事業において事業者が市に納付する使用料の対象は太陽光発電設備の投影面積とする。使用料は、月額とし、事業者において太陽光発電設備を設置する土地(投影面積)の適正価格に基づく1㎡あたりの単価に使用面積を乗じた額とする。

使用料(月額)の単価は、工区ごとに以下に示す1㎡あたりの単価を最低価格とし、事業者にて提案するものとする。

項目	永黒団地第1工区市営住宅	永黒団地第2工区市営住宅
1㎡あたりの単価(最低価格)	10.12円/㎡	12.54円/㎡

第4 参加資格

1 応募者の構成に関する要件

本事業の応募に参加する資格を有する者は、本事業を実施するために必要な能力と資本力を備えた法人又は複数の法人によるグループで構成される者（以下「応募者」という。）とする。

応募者の構成等は次のとおりとする。

- (1) 応募者は、「第3 本事業条件 1 事業者の主たる事業」に掲げられている事業を実施するものとする。なお、複数の法人によるグループで応募する場合、その構成員が事業のいくつかを兼ねることを可能とする。
- (2) 応募者は、提案書類の提出時に法人名（複数の法人の場合は各構成員の法人名）とそれらが携わる業務について明らかにするものとする。
- (3) 応募者は、複数の法人によるグループで応募する場合、構成員の中から代表となる法人を1者定め、当該代表法人が応募手続き及び協定締結等を行うこととする。
- (4) 複数の法人によるグループで応募する場合、その構成員は他の応募グループの構成員になること、又は単独で応募することはできない。
- (5) 上記（1）に示す設置及び保守管理の事業を実施する構成員以外に、構成員から直接業務の主要ではない一部分を受託又は請け負う予定の協力者については、提案書類の提出時に明らかにする。なお、協力者は、複数の応募者の協力者を兼ねることは妨げない。
- (6) 複数の法人によるグループで応募する場合、SPC（特別目的会社）の設立は任意とする。
- (7) SPCを設立する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ア SPCは会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として、北九州市内に設立すること。
 - イ 複数の法人によるグループで構成し、SPCから直接業務を受託する法人のうち、SPCに出資を行う者を構成企業（以下「構成企業」という。）とし、それ以外の者を協力企業（以下「協力企業」という。）とする。
 - ウ SPCの代表企業（以下「代表企業」という。）は、次の要件を満たすこと。
 - (ア) 構成企業とし、SPCへの出資比率は出資者中、最大とすること。
 - (イ) 代表企業が応募手続き等を行うこと。
 - エ SPCを設立する場合は、代表企業、構成企業及び協力企業を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。

2 応募者の参加資格要件

(1) 共通事項

本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。（提出書類により市において審査して判断する。）

(2) 一括受電事業に当たる者

本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含め、かつ実績を有すること。ただし、本事業を実施する体制に含まれる協力者の中でも構わない。

- ア 電気工事士法（昭和35年法律第139号）による第一種電気工事士
- イ 一括受電事業に当たる者は、日本国内において高圧一括受電による再エネ電気の供給を実施した実績を有すること。

（3）太陽光発電事業に当たる者

本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含め、かつ実績を有すること。ただし、本事業を実施する体制に含まれる協力者の中でも構わない。

- ア 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者
- イ 太陽光発電事業に当たる者は、日本国内における太陽光発電施設による発電事業を実施した実績を有すること。

3 応募者の制限

次に該当する者は、応募者となることはできない。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当している者。
- （2）以下の有資格名簿のいずれにも記載されていない者。
 - ア 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項の有資格業者名簿。
 - イ 北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿。
 - ウ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿。
- （3）競争入札参加表明書の受付日から契約（協定を含む）締結までの間に、市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。）から指名停止を受けている期間中である者。
- （4）市税ほか市に対する納付金の滞納がある者。
- （5）市発注の契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続している者。
 - ア 契約に基づく工事関係者に関する措置要求に請負者が従わないこと等契約の履行が不誠実である者。
 - イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、請負者の下請契約関係が不適切であることが明確である者。
- （6）手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実を確認されている者。
- （7）破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続開始の申立てをなし又は破産手続開始の決定がなされている者。
- （8）清算中の株式会社である事業者について、会社法に基づく特別清算開始の命令がなされている者。
- （9）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生開始手続開始の申立てをなし又は再生手続開始の決定がなされている者（再生計画認可の決定がなされた場合を除く）。
- （10）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は更生手続開始の決定がなされている者（更生計画認可の決定がなされた場合を除く）。
- （11）次のアからキのいずれかに該当する者。
 - ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第6号に規定する暴力団員であると認められる。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。

ウ 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる。

エ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる。

オ 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している。

キ 役員等が、暴力団員又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、市発注の建設コンサルタント業務、建設工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者。また、北九州市建設工事等入札参加者の指名停止要綱別表1～3に掲げる要件に該当する者。

(13) 次のアからイのいずれかに該当する者。

ア 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定している。

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、納付命令）が確定している。

(14) 市が本事業について、アドバイザー業務を委託した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

- ・ パシフィックコンサルタンツ株式会社
- ・ アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

第5 提出書類

原則として、紙資料及びデータを保存した電子媒体（CD-R）にて提出する。

1 参加資格要件に関する書類

参加資格要件に関する書類として、以下の書類を一括して左綴じした上で提出すること。

様式番号	書類名	部数
様式2-1	企画競争参加申請書	1部
様式2-2	グループ構成企業一覧	1部
様式2-3	会社概要	各1部
様式2-4	参加資格確認申請書	1部
様式2-5-1	参加資格申請調書（一括受電事業に当たる者）	各1部
様式2-5-2	参加資格申請調書（太陽光発電事業に当たる者）	各1部
様式2-5-3	参加資格申請調書（その他企業）	各1部
様式2-6	委任状（代表法人）	1部
様式2-7	委任状（受任者）	1部
参加資格要件に関する電子媒体（CD-R）		1部

2 添付書類

以下の書類を添付すること。

- (1) パンフレット等会社のことが分かるもの
- (2) 一括受電事業又は太陽光発電事業の契約書等の写し（契約が証明できる部分のみの写しで良い）
- (3) 第一種電気工事士及び第一種、第二種又は第三種電気主任技術者の資格証の写し
- (4) 登記事項証明書、印鑑証明書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（令和3年度～令和5年度分）
- (6) 納税証明書（県税・市税）

3 企画提案書

企画提案書類として、別紙要求水準書を遵守のうえ、審査基準書や様式を踏まえて作成すること。

様式番号	書類名	サイズ	体裁	部数 (正本/副本)
様式3-1	誓約書	A4縦	Word 1枚	1部
様式3-2	企業名対応表	A4縦	Word 1枚	1部
様式3-3	表紙	A4縦	Word 1枚	1部/3部
様式3-4	市の施策への協力	A4縦	Word 1枚	1部/3部
様式3-5	本事業の課題と解決策	A4縦	Word 1枚	1部/3部
様式3-6	設置業務と保守管理業務の実施体制	A4縦	Word 1枚	1部/3部
様式3-7	設置業務の実施方針及びスケジュール	A4横	Word 2枚	1部/3部
様式3-8	保守管理業務の実施方針	A4縦	Word 1枚	1部/3部
様式3-9	入居者等への対応方針	A4縦	Word 1枚	1部/3部
様式3-10	事業収支計画表	A3横	Excel 2枚	1部/3部
様式3-11	計量器及び太陽光発電施設設置に係る 経費内訳書	A3縦	Excel 1枚	1部/3部
様式3-12	導入設備の内容	A4縦	Word 1枚	1部/3部
様式3-13	災害等、非常時利用の内容	A4縦	Word 1枚	1部/3部
様式3-14	環境への配慮	A4縦	Word 1枚	1部/3部
様式3-15	使用料単価	A4縦	Word 1枚	1部/3部
様式3-16	地域貢献	A4縦	Word 1枚	1部/3部
企画提案に関する提出書類の電子媒体 (CD-R)				1部

第6 企画提案書作成にあたっての留意事項

1 記載の要件

- (1) 副本には応募者が特定できる要素の記載については禁止とする（企業名・ロゴ等の記載）。
- (2) 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。
- (3) 提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類の作成に用いる言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とすること。
- (5) 数字は、算用数字を使用すること。
- (6) 提出書類で使用する文字の大きさは、文字サイズ10.5pt以上に設定すること。
- (7) 「第5 提出書類 3 企画提案書」にWordと記載されたものについては、上下左右に20mm以上の余白を設定すること。
- (8) 提出書類は、カラー印刷を可能とする。

2 企画提案書

- (1) 様式3-1～様式3-2はそれぞれ1部提出とし、正本のみに綴じること。
- (2) 提案書については、様式3-3～様式3-16に順で左綴じとし、正本1部、副本3部を作成する。
- (3) 提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。
- (4) 書式のサイズは、「第5 提出書類 3 企画提案書」の表にある記載のとおりとし、片面印刷とすること。なお、A3版は三つ折りにして綴じること。
- (5) 提案書と同一内容（正本、副本の内容それぞれ）のデータをCD-Rに保存して1部提出すること。データは、「第5 提出書類 3 企画提案書」にファイル形式がExcelと記載されたものについては、Excelファイル（可能な限り計算式を残すこと。）で、Wordと記載されたものについては、Wordファイル又はPDFファイルで保存すること。なお、検索機能が利用できる形式でデータ化を行うこと。

第7 提出方法等

1 参加資格要件に関する書類

令和6年8月19日（月曜日）17時（必着）

- ・ 提出が無い者からの企画提案は受け付けない。
- ・ 参加資格の審査を行い、令和6年9月上旬に結果の通知を送付する。
- ・ 企画競争参加申請書提出後に参加を取りやめる場合は、担当課へ連絡し、応募辞退届（様式2-8）を提出すること。

2 企画提案書

令和6年8月19日（月曜日）17時（必着）

3 提出場所・提出方法

- ・ 住 所：〒803-8501
北九州市小倉北区城内1番1号
- ・ 担当課：北九州市役所 都市整備局 住宅部 住宅整備課
- ・ 担当者：徳田、有田
- ・ 電 話：093-582-2548
- ・ FAX：093-582-2694
- ・ メールアドレス：seibi-juutakuseibi@city.kitakyushu.lg.jp

提出方法は、郵送又は持参とする。（郵送の場合は、必ず応募者から到着の確認電話を行うこと。）

4 協定の締結について

選定した最優秀提案者と要求水準書に基づき詳細を協議し、詳細設計等の応募者自らが事業の安全性等を確認した書類について市の確認を受けたのち、確定とする。なお、協議が不調に終わった場合や、失格要件の事項に該当する場合には、「【永黒団地市営住宅における自家消費型太陽光発電PPA（屋根貸し）等事業】に係る企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において次点とされた者と交渉する場合がある。

第8 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、「質問書」（様式1）を提出するものとする。

1 質問受付

(1) 受付期間

令和6年6月20日（木曜日）～令和6年7月1日（月曜日）17時

(2) 提出方法

電子メールで受け付ける。電子メールの件名は「【永黒団地市営住宅における自家消費型太陽光発電PPA（屋根貸し）等事業】に関する質問」とすること。電子メール送付後、電話により「第7 提出方法等 3 提出場所・提出方法」に記載の提出先へ確認すること。

(3) 提出先

担当課のメールアドレス（seibi-juutakuseibi@city.kitakyushu.lg.jp）に提出すること。

2 回答

回答は、ホームページに令和6年7月16日（火曜日）17時までにすべての質問に対する回答を掲載する（質問を行った法人名等は公表しない。）。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

第9 企画提案の審査・スケジュール

企画提案は、実施委員会において審査する。市は企画提案書類についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

また、プレゼンテーション及びヒアリングに際しては事前に書面により応募者に質問を行うことがあるため、その際は書面により回答すること。

審査に当たっては、実施委員会の各委員が「評価基準」に基づき採点し、最も優れた企画提案者を本事業の最優秀提案者として決定する。

企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとする。

1 スケジュール

企画提案審査の実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

内容	日程
募集要項等の公表	令和6年 6月20日(木)
質問受付	令和6年 6月20日(木)～令和6年 7月 1日(月)
質問に対する回答のホームページへの掲載	令和6年 7月16日(火)
対象施設の基本設計書の提供	令和6年 6月20日(木)～令和6年 8月19日(月)
企画競争参加申請書、会社概要、参加資格に係る書類の提出期限	令和6年 8月19日(月)
企画提案書の提出期限	令和6年 8月19日(月)
参加申請書提出者に随時提供する参加資格審査結果決定通知送付	令和6年 9月上旬(予定)
ヒアリング審査	令和6年 9月下旬(予定)
最優秀提案者の決定、公表(審査結果通知)	令和6年10月上旬(予定)
協定の締結	令和6年11月(予定)

2 ヒアリング審査

(1) 日時

令和6年9月下旬(予定)

(2) 会場

市会議室(予定) ※日時及び会場は別途通知する。

(3) 発表方法

企画提案書を用いた説明とする。

(4) 発表時間について

1企画提案者あたりプレゼンテーション20分、質疑10分(予定)。

なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

3 審査結果の通知、結果に対する質問

審査結果は、ヒアリング審査を踏まえて審査後、参加者全員に速やかに文書により通知する。

第10 その他留意事項

1 著作権等に関する事項

- (1) 企画案の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は市に帰属する。
- (2) 提案者は、市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (3) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (4) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

2 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

3 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。

4 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

5 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため市と最優秀提案者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

第 1 1 失格要件

企画競争参加申請書（参加表明書）提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は最優秀提案者としての選定を取り消すものとする。

- ・ 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- ・ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- ・ 応募者が、選考結果の通知までの間に会社更生法の適用を申請する等、その担当する業務を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- ・ 自己又は他者に有利又は不利になる目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- ・ 提出した企画提案書の内容が要求水準書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- ・ その他、実施委員会が不適切と判断したとき。